

**復興支援活動を行う NPO 等が  
活用可能な政府の財政支援について  
(令和 5 年度概算要求)**

令和 4 年 9 月 30 日現在  
**復興庁ボランティア・公益的民間連携班**

# 目 次

## 【生活支援】

被災者支援総合事業（被災者支援総合交付金）	1
被災者見守り・相談支援事業（被災者支援総合交付金）	3
仮設住宅サポート拠点運営事業（被災者支援総合交付金）	5
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（被災者支援総合交付金）	7
子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業（被災者支援総合交付金）	9
復興支援員	11
放課後児童健全育成事業	13

## 【まちづくり】

「脱炭素×復興まちづくり」推進事業	15
被災者見守り・相談支援事業（被災者支援総合交付金）	（再掲 3）
復興支援員	（再掲 11）

## 【医療・健康相談】

緊急スクールカウンセラー等活用事業	17
仮設住宅サポート拠点運営事業（被災者支援総合交付金）	（再掲 5）
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（被災者支援総合交付金）	（再掲 7）

## 【教育・子育て】

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業（被災者支援総合交付金）	19
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（被災者支援総合交付金）	（再掲 7）
子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業（被災者支援総合交付金）	（再掲 9）
放課後児童健全育成事業	（再掲 13）
緊急スクールカウンセラー等活用事業	（再掲 17）

## 【雇用支援・産業支援】

原子力災害対応雇用支援事業	21
地域経済産業活性化対策費補助金（地域の伝統・魅力等発信支援事業）	23
原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（誘客コンテンツ開発等支援事業）	25
原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金）	26
復興支援員	(再掲・11)

## 【環境・山村・漁村等保全】

特定森林再生事業	28
森林環境保全直接支援事業	30
糸の森整備事業	32
漁場保全の森づくり事業	33
農業用水保全の森づくり事業	34
森林・山村多面的機能発揮対策	36
水産多面的機能発揮対策	38
環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費	40

## 【分野横断】

NPO等の「糸力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業	42
原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（つながり創出を通じた地域活性化支援事業）	44

## 記載事項に関する注意

- 1 記載内容は、令和5年度概算要求の内容を取りまとめたものであり、内容に変更が生じことがあります。
- 2 予算額の欄の「5年度要求額」及び「4年度予算額」の単位は「億円」です。それぞれの額については、端数を四捨五入等している関係で、実際の予算額とは完全に一致しない場合があります。
- 3 「NPO等による申請先」については、継続事業については昨年度の申請先が記載されている場合があります。また、新規や拡充された事業の場合は、申請先が未定であるため、「-」となっている事業があります。
- 4 「本事業の対象地域・対象者等」については、現時点で想定される地域・対象者です。
- 5 「分類別索引」の分類名には、それぞれ次のような事業が含まれています。また、複数の分類にまたがるものについては重複を排除していません。

分類	内容
生活支援	孤立防止や地域の人が集まるスペース・場づくり、様々な人の交流や情報交換を行うための場の提供に関するもの
まちづくり	まちづくり計画、復興計画の策定・提言、復興のための環境整備に関する活動
医療・健康相談	健康管理・健康増進や心のケアなどに関するもの
教育・子育て	児童・生徒の教育、子育て、復興に関する人材育成に関するもの
雇用支援・産業支援	就業支援、起業支援、産業の創出や地域経済の活性化に関するもの
環境・山村・漁村等 保全	山林の景観保全、山林の災害対策、漁村の環境保全、環境全般に関するもの
分野横断	事業の制度や目的により、上記のいずれにも該当するもの

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	被災者支援総合事業 (被災者支援総合交付金)				
担当府省名	復興庁				
担当部署・連絡先	被災者支援班			03-6328-0271	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	復興庁被災者支援班				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	111 の内数	4 年度 予算額	115 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	県、市町村、NPO 等				
NPO 等による申請先	-				
分類	○生活支援	事業の実施期間		-	
事業の概要	復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者相談支援など）への対応を支援。				

# 被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

令和5年度概算要求額 111億円【復興】  
(令和4年度予算額 115億円)

## 事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。令和5年度においても、被災者の「心の復興」やコミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、手厚く支援。

### <主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

## 事業イメージ・具体例

### I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- |               |            |          |          |
|---------------|------------|----------|----------|
| ①被災者支援総合事業    | ・住宅・生活再建支援 | ・「心の復興」  | ・被災者生活支援 |
| ②被災者支援コーディネート | ・被災者支援     | ・県外避難者支援 | ・被災者生活支援 |

### II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ①被災者見守り・相談支援事業 | ・被災者見守り・相談支援事業 |
|----------------|----------------|

### III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ②被災者見守り・相談支援事業 | ・仮設住宅サポート拠点運営事業 |
|----------------|-----------------|

### IV. 被災地における健康支援

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ③仮設住宅サポート拠点運営事業 | ・被災地健康支援事業 |
|-----------------|------------|

### V. 被災者の心のケア支援

- |            |              |
|------------|--------------|
| ④被災地健康支援事業 | ・被災者心のケア支援事業 |
|------------|--------------|

### VI. 子どもに対する支援

- |                               |                              |
|-------------------------------|------------------------------|
| ⑤被災者心のケア支援事業                  | ・被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業      |
| ⑥被災した子どもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 | ・福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 |
| ⑦子供への学習支援によるコミュニケーション復興支援事業   | ・子供への学習支援によるコミュニケーション復興支援事業  |

## 期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一體的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

## 資金の流れ



## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	被災者見守り・相談支援事業 (被災者支援総合交付金)				
担当府省名	厚生労働省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	社会・援護局地域福祉課			03-5253-1111(内 2218)	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	厚生労働省地域福祉課、都道府県又は市町村				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	111 の内数	4 年度 予算額	115 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	岩手県、宮城県、福島県				
NPO 等による申請先	県又は市町村				
分類	○まちづくり ○生活支援	事業の実施期間		-	
事業の概要	相談員による見守り・相談支援、寄り添い型相談支援（電話相談）など、被災者の日常的な見守り・相談活動への支援を実施。				

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班（03-6328-0271）

# 被災者見守り・相談支援事業【復興特会】 (補助率10/10)

令和5年度概算要求額：111億円の内数  
(令和4年度予算額：115億円の内数)

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のようないくつかの実施主体を総合的に使う。
  - ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
  - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
  - ③ 被災者に対する支援技術に関する研修やメンタルケア等の活動のバックアップ
  - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
  - ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業（「よりそいホットライン」）で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包摂的な支援を実施

被災三県及び管内市町村等  
【実施主体】

社会福祉協議会等

被災者のニーズに応じた  
総合的な相談支援の実施

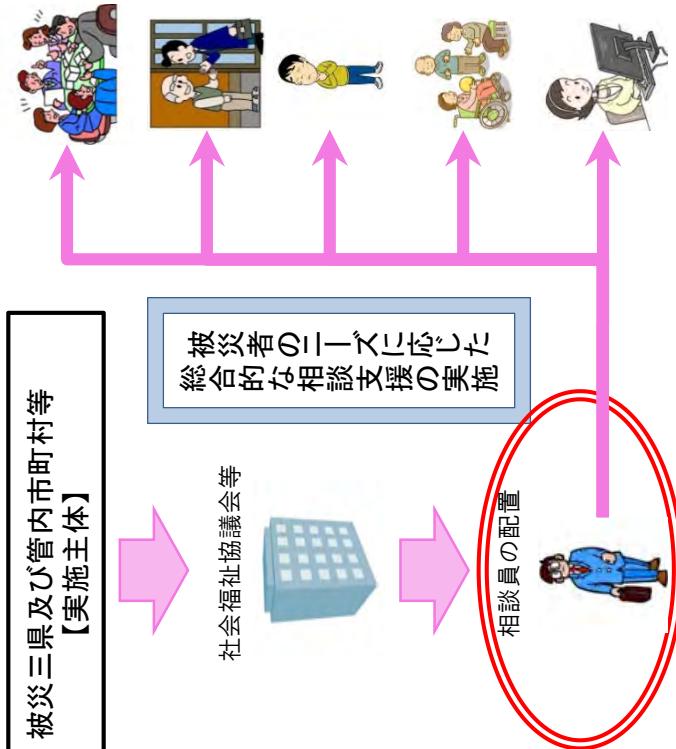
① 見守り・相談支援ネットワークの構築  
→ 関係団体からなる見守り・相談支援調整会議の開催などを通じて、地域における団体間の活動内容の調整、困難ケースの事例検討等を行い、支援ネットワークを構築する。

② 被災者の見守り・相談支援  
→ 仮設住宅や災害公営住宅を巡回し、被災者が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う。

③ 相談員の活動のバックアップ  
→ 被災者に対する支援技術に関する研修やメンタルケア等を実施する。

④ その他被災者の見守り・相談支援ヒー体的に行われる取組  
→ 仮設住宅や災害公営住宅における住民交流会の開催などを実施する。

⑤ よりそいホットラインと連携した被災者支援  
→ よりそいホットラインで相談を受けた様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その課題解決に向けた包括的な支援等を実施する。



## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	仮設住宅サポート拠点運営事業 (被災者支援総合交付金)				
担当府省名	厚生労働省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	老健局認知症施策・地域介護推進課			03-3595-2889	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	対象地域の復興支援を担当する部署				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	111 の内数	4 年度 予算額	115 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	大熊町及び双葉町 ※対象者：被災した高齢者等のうち、援護を要する者				
NPO 等による申請先	大熊町及び双葉町				
分類	○医療・健康相談 ○生活支援	事業の実施期間		-	
事業の概要	応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運営などに必要な経費について支援する。				

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班（03-6328-0271）

# 被災者支援総合交付金（仮設住宅サポート拠点運営事業）（復興）

老健局認知症施策・地域介護推進課  
(内線3878)

令和5年度概算要求額 111億円の内数（115億円の内数）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。（被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施）

## 2 事業の概要・スキーム

- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

### （取組例）

社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅への円滑な移住に向けた支援（専門相談）など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

## 3 実施主体等

【実施主体】 大熊町及び双葉町

【補助率】 定額（国10/10）

### 【設置箇所数】

3箇所（令和4年4月現在）

※ 岩手県、宮城県は令和元年度で終了  
※ 福島県については、福島第一原子力発電所事故により避難先の自治体にサポート拠点を設置しているため、引き続き事業を継続

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 (被災者支援総合交付金)				
担当府省名	厚生労働省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	子ども家庭局子育て支援課			03-5253-1111 (内 4964／4960)	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	県又は市町村の「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を担当する部署				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	111 の内数	4 年度 予算額	115 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	県又は市町村 ※事業毎に異なる				
NPO 等による申請先	県又は市町村 ※事業毎に異なる				
分類	○生活支援 ○医療・健康相談 ○教育・子育て	事業の実施期間	-		
事業の概要	様々な形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を実施するため、以下の取組に要する経費を補助。 (1) 子ども健やか訪問事業 (2) 遊具の設置や子育てイベントの開催 (3) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業 (4) 児童福祉施設等給食安心対策事業				

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班（03-6328-0271）

# 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について (復興庁所管・被災者支援総合交付金)

令和4年度予算額 115億円の内数 → 令和5年度概算要求額 111億円の内数

## 1. 事業概要

被災した子どもへの支援として、親を亡くした子ども等への相談・援助等の事業を実施する。

## 2. 交付対象事業

### (1) 子ども健やか訪問事業（原子力災害被災地域）

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などをを行う。

### (2) 遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域）

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもが遊びと遊べるような環境を整備する。

### (3) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業（被災県（岩手県・宮城県・福島県）及び被災県内市町村）

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

### (4) 児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域）

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

## 3. 実施主体等

### ○実施主体：事業毎に設定

※ 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※ 各事業者が適当と認める関係機関への委託也可能

### ○補助率：定額

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業 (被災者支援総合交付金)								
担当府省名	文部科学省 (復興庁にて一括計上)								
担当部署・連絡先	総合教育政策局地域学習推進課			03-6734-3260					
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	宮城県、福島県及び 2 県内の本事業を実施している指定都市と中核市の「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を担当する部署								
予算額 (億円)	5 年度 要求額	111 の内数	4 年度 予算額	115 の内数					
本事業の対象地域・対象者等	宮城県、福島県及び 2 県内の指定都市と中核市								
NPO 等による申請先	宮城県、福島県及び 2 県内の本事業を実施している指定都市と中核市								
分類	○生活支援 ○教育・子育て	事業の実施期間		-					
事業の概要	震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施することにより、子供の学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。								
その他	平成 29 年度から復興庁所管の被災者支援総合交付金に統合・メニュー化 令和 2 年度まで「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」として実施								

「被災者支援総合交付金」全についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班（03-6328-0271）

# 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

【東日本大震災復興特別会計】  
(前年度予算額 115億円の内数)

- 現状・課題**
- ▶ 未だに避難生活を強いられている地域や帰還実施の地域等の中には、**未だ学習環境が十分でないところがある。**
  - ▶ 避難した住民同士や、避難した住民と避難先及びその周辺地域の住民によって築かれる**地域コミュニティはまだ希薄化・分断化**されているところもある。
  - ▶ 避難指示解除等に伴い、**帰還した地域のコミュニティの再構築**が求められている。

地域と学校の連携・協働による学習支援等の実施を通じ、地域住民の幅広い参画のもと**子供の学習環境の向上**を図るとともに、地域のつながりの形成を図り、**被災地のコミュニティの復興を促進する。**

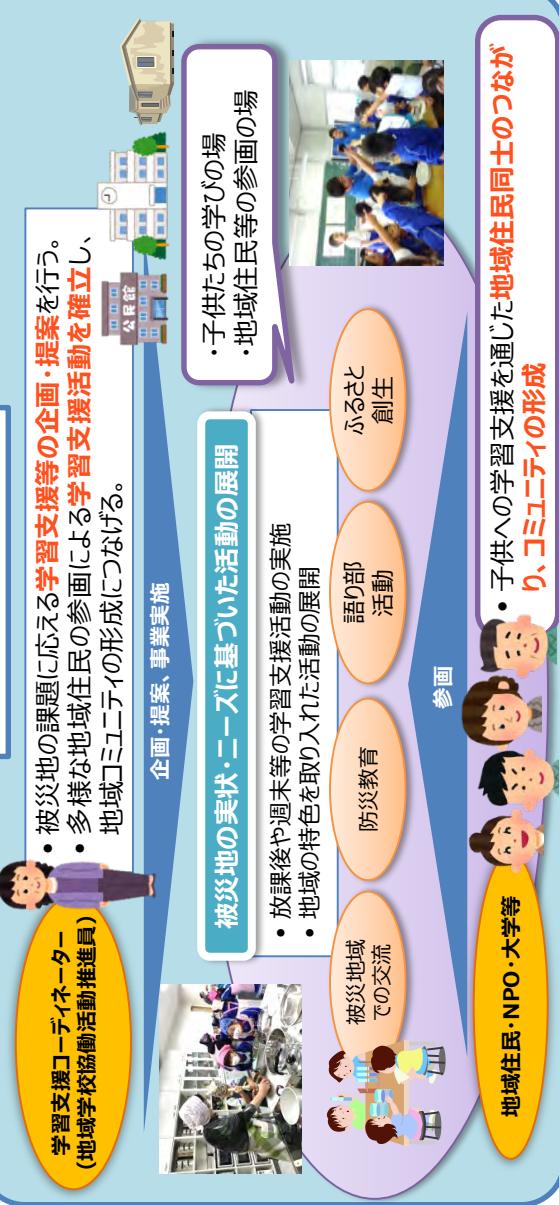
## 事業内容

- ▶ 被災地における学習環境の改善及びコミュニティの復興に関する課題解決に向け、地域と学校の連携・協働による学習支援体制を整備することにより、子供の学習支援の実施及び地域住民同士の交流の機会を創出する。
- ▶ 活動の事前・事後にはその効果の検証・分析を行うことにより、復興に向けた着実に取り組む。

## 評価・検証委員会

被災地における学習環境の改善及びコミュニティの復興に関する課題解決に向け、事前に「**被災者支援に関する目標**」「**成果指標**」を設定。

## 学習支援体制の整備



## 事業実施により期待される効果

事業実施後、「被災者支援に関する目標」と「成果指標」の達成状況について分析・評価を実施。

- 地域と学校の連携・協働により、地域全体で子供を育てる機運が醸成され、**子供の学習環境が好転**。
- 活動への参画により、地域住民同士の交流が生まれることで、**地域コミュニティの形成につながる**。
- 地域活動の活発化により、被災地における**地域課題の解決**、**震災からの復興**につながる。

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	復興支援員				
担当府省名	総務省				
担当部署・連絡先	地域力創造グループ 地域自立応援課			03-5253-5394	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	○岩手県政策地域部地域振興室 (019-629-5194) ○宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 (022-211-2424) ○福島県企画調整部地域振興課 (024-521-7114/7118)				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	震災復興特 別交付税に より措置	4 年度 予算額	震災復興特 別交付税に より措置	
本事業の対象地域・ 対象者等	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体（9 県・227 市町村）				
NPO 等による申請先	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体（9 県・227 市町村）				
分類	○生活支援 ○まちづくり ○雇用支援・産業支援		事業の実施期間	-	
事業の概要	被災地方公共団体が「復興支援員」を配置し、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る。総務省は、「復興支援員」を配置する被災地方公共団体に対し、震災復興特別交付税により、設置に係る費用を財政措置する。(復興支援員の募集・選考や活動のサポートの事務を被災地方公共団体が NPO 等民間事業者に委託する場合の委託費についても財政措置の対象とするものであるが、NPO 等民間事業者の活動支援を行うものではないことに留意。)				

# 「復興支援員」制度について

## 制度の概要

- 目的：被災者の見守りやケア、地域おこし活動などの「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニケーション再構築を図る
- 実施主体：被災地方公共団体 ※東日本財團法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・227市町村)
- 設置根拠等：被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期 間：概ね1年以上 ※第2期復興・創生期間(R3～R7)中
- 総務省の支援

### ①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置(2011年度～)

⇒ 報償費等及び所要の活動経費について特別交付税措置

※地震・津波被災地域の「地域おこし活動の支援等」(注)については、令和7年度で措置を終了する。

(注)「地域おこし活動の支援等」とは、復興支援員が從事する活動のうち、「心のケア等の被災者支援」以外のもの。

②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、

募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

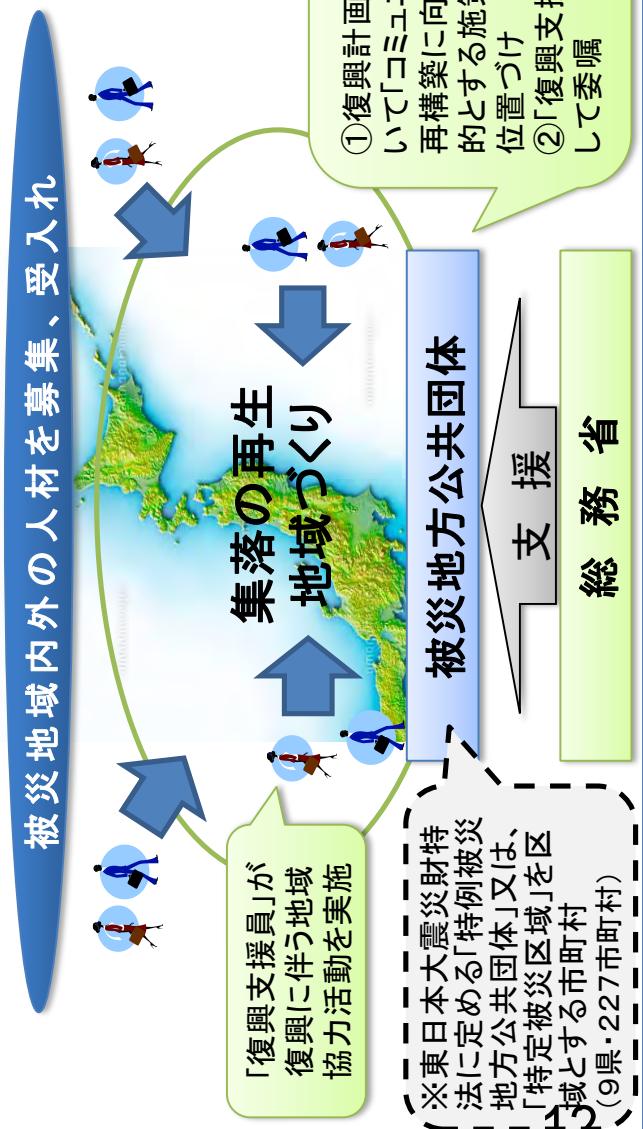
○支援員数：199名(令和3年度復興特交算定ベース) 20団体(3県・17市町村)

## 復興に伴う地域協力活動の例

- 住民の生活支援、見守り・ケア  
(当該活動と一体として行う相談業務を含む。)
  - ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手、巡回時ににおける住民からの健康・生活支援等に関する一般的な相談対応、適切な相談窓口の案内等
  - ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整
- 地域おこしの支援
  - ・地域行事、伝統芸能コミュニケーションの活動再開及び活動の応援等
  - ・都市との交流事業実施の応援等
  - ・地場産品の販売その他地産地消の推進のための取組の応援等
- 農林水産業への従事等

※具体的な内容については、各被災地方公共団体が委嘱において  
地域の実情に応じ定める

(参考)総務省通知(2012年1月6日付け)



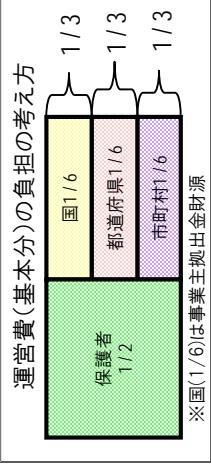
## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	放課後児童健全育成事業				
担当府省名	厚生労働省 (内閣府)				
担当部署・連絡先	子ども家庭局子育て支援課健全育成 推進室 (子ども・子育て本部)		03-5253-1111(内 4966) (03-5253-2111(内 38352))		
NPO 等による相談・ 申請の際の連絡先	各市町村の放課後児童クラブ担当部署				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	1, 748+事項 要求の内数	4 年度 予算額	1, 748 の内数	
本事業の対象地域・ 対象者等	全国				
NPO 等による申請先	市町村				
分類	○生活支援 ○教育・子育て		事業の実施期間	-	
事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営に必要な経費を補助。				

# 放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和5年度概算要求額（令和4年度予算額）：1,748億円+事項要求の内数（1,748億円の内数）

- 保護者が「労働」等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 施主主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



## 1. 運営費等（主な内容）

### （1）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

### （2）放課後子ども環境整備事業

- 既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助
- （3）放課後児童クラブ支援事業
- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
  - ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するためには必要な賃借料等に対する補助
  - ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

### （4）障害児受入強化推進事業

- （3）の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

### （5）放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

### （6）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

- 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関する業務や児童が学習活動を目的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

## 2. 令和4年度予算における運営費の主な拡充内容

### ① 放課後児童支援員等に対する9,000円の処遇改善【新規】

- 放課後児童支援員等を対象に、質上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年10月以降も、引き続き実施する。  
※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

### ② 障害児受入強化推進事業の拡充【拡充】

- ④  
・ 障害児を6人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるよう補助単価を拡充する。  
・ 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設する。

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	「脱炭素 × 復興まちづくり」推進事業				
担当府省名	環境省				
担当部署・連絡先	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 福島再生・未来志向プロジェクト推進室			03-3581-2788	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	-				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	5	4 年度 予算額	5	
本事業の対象地域・対象者等	自治体、企業、NGO、NPO 等				
NPO 等による申請先	-				
分類	〇まちづくり		事業の実施期間	令和 7 年度まで	
事業の概要	震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行なうなど、環境に配慮したまちづくりへの取組が進められているが、住民の帰還や産業の再建が道半ばである状況の中で、今後、復興まちづくりを進めつつ、脱炭素社会の実現を目指す際には、大きな困難が伴う。このため、福島での自立・分散型エネルギーシステムの導入等に関して、地方公共団体、民間事業者等の「調査」「計画」「整備」の各段階で重点的な支援を行い、これらの両立を後押しする。				



【令和5年度要求額 500百万円（500百万円）】

環境省

# 「脱炭素×復興まちづくり」推進事業



## 福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方の着実な実現を支援します。

### 1. 事業目的

- 震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行うなど、環境に配慮したまちづくりへの取組が進められている。しかし、住民の帰還や産業の再建が道半ばである状況の中で、今後、復興まちづくりを進めつつ、脱炭素社会の実現を目指す際には、大きな困難が伴う。このため、福島での自立・分散型エネルギーシステムの導入等に関する、地方公共団体、民間事業者等の「調査」「計画」「整備」の各段階で重点的な支援を行い、これらの両立を後押しする。

### 2. 事業内容

#### （1）「脱炭素×復興まちづくり」に資するFS事業

福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方を着実に実現するため、民間企業が保有するCO<sub>2</sub>削減効果のある再生可能エネルギー・や廃棄物の適正処理に関する先端的な技術等を用いて、福島県浜通り地域で新たな産業を社会実装することを目指し、その事業の実現可能性を調査するFS（ファイージビリティー・スタディー：実現可能性調査）事業を実施する。

#### （2）「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助

福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方を着実に実現するため、福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、当該市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用の促進に関する目標と具体的な取組を定めた構想等の策定（又は策定予定）を要件とし、これらの実現に向けた「計画策定」と「自立・分散型エネルギーシステムの導入」に対する支援を行う。

### 4. 事業イメージ



### 3. 事業スキーム

- 事業形態
  - （1）委託事業
  - （2）計画策定補助（2/3 上限1,000万円）、導入等補助（1/3、1/2、2/3、3/4）

- 委託先・補助対象
  - （1）民間事業者・団体・大学
  - （2）民間事業者・団体・大学・地方公共団体

- 実施期間
  - 令和3年度～令和7年度

- 詳細計画策定
- ※定率補助  
（国⇒県⇒民間事業者・団体・大学・地方公共団体）

- 設備導入等
- ※定率補助  
（国⇒県⇒民間事業者・団体・大学・地方公共団体）

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 電話：03-3581-2788  
実現性の検証（FS事業）  
※委託事業  
(国⇒民間事業者・団体・大学)

お問い合わせ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-3411

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	緊急スクールカウンセラー等活用事業				
担当府省名	文部科学省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	初等中等教育局児童生徒課			03-6734-3299	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	文部科学省初等中等教育局児童生徒課 (03-6734-3299)				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	16	4 年度 予算額	17	
本事業の対象地域・対象者等	被災地及び被災した児童生徒等が避難している地域				
NPO 等による申請先	当該事業の補助を受ける自治体				
分類	○医療・健康相談 ○教育・子育て	事業の実施期間	-		
事業の概要	被災した児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。(NPO 等民間事業者については、被災自治体との連携強化の観点から、被災自治体からの委託という形で事業を実施することとする。)				

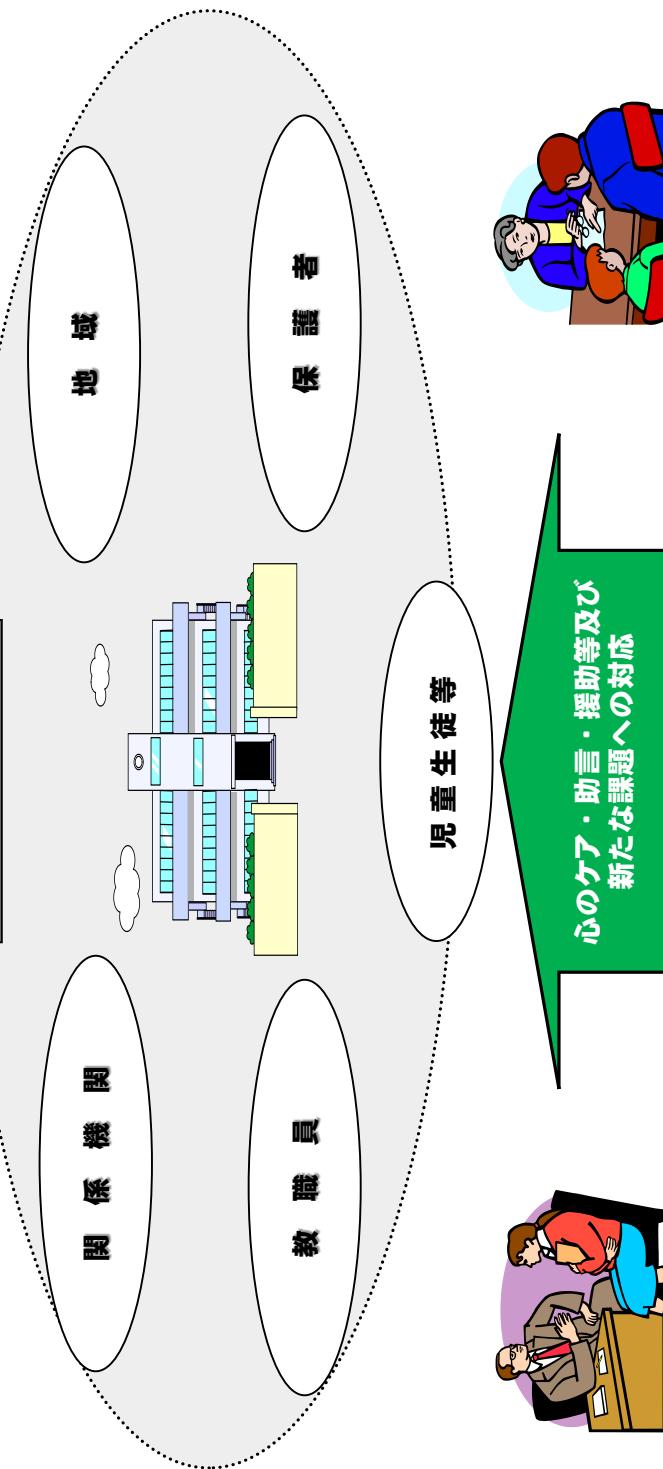


# 緊急スクールカウンセラー等活用事業

- 被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。

※ 平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を中心とした事業としている。  
学校等で活用するなど、被災した児童生徒等の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。

## 被災地域等



### ・心のケアに資するための支援活動事業

- ・スクールソーシャルワーカーの配置  
社会福祉士、精神保健福祉士 等

- ・スクールソーシャルワーカーの配置  
公認心理師、臨床心理士、精神科医 等

対象校種	小・中・高等学校等
補助対象経費	報酬、期末手当等

実施主体	被災自治体
補助割合	国 10／10

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 (被災者支援総合交付金)				
担当府省名	文部科学省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	総合教育政策局地域学習推進課			03-6734-2056	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島県教育庁社会教育課 (024-521-7799)				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	111 の内数	4 年度 予算額	115 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	福島県内の幼児・児童生徒（小中学生）				
NPO 等による申請先	福島県				
分類	○教育・子育て		事業の実施期間	-	
事業の概要	福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を支援する。				

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援班（03-6328-0271）

# 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

(前年度予算額：115億円の内数)  
令和5年度要求額：111億円の内数  
(東日本大震災復興特別会計)

## 趣旨

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動を始めとする様々な体験活動等の取組を支援する。

## 事業内容



(1) 対象者 福島県内の児童生徒(小中学生)等

(2) 実施主体 福島県(教育委員会)

(3) 対象事業 福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業  
○ 自然体験活動(キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等)  
○ 地域間の交流活動(地域住民との交流等)等

(4) 補助対象経費 宿泊費、交通費、活動費

※令和3年度実績 【小・中学校】 122件(6,389人)

※平成27年度から被災者健康・生活支援総合交付金(現在の被災者支援総合交付金)の取組の一つとして実施。

## 子ども・被災者支援法

### ◆第8条

国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、(中略)自然体験活動等を通じた心身の健 康の保持に関する施策(中略)その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平成24年6月27日法律第48号)  
東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する法律

## 子ども・被災者支援法基本方針

### Ⅲ 被災者生活支援等施策に 関する基本的な事項

(中略)福島県の子どもの自然体験活動への支援(中略)など、被災者の抱える様々な課題にきめ細やかに、かつ 弾力的にに対応するよう取り組む。

(平成27年8月25日)  
被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針

## 健康・生活支援施策パッケージ

### Ⅱ 子供に対する支援の強化

(主な課題)(抜粋)

- ①運動不足や、安心して外で遊べないことによる肥満増加に対応。
- ③心身のケアが必要となっている子どもを支える。

(主要な対応する施策)

・(中略)「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」を平成26年度から実施。

(平成25年12月13日)  
被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ

## 福島県からの要望

### Ⅷ 30(1)福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生、地域の課題の解決に向けた探求型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験活動・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(令和4年6月10日)  
ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	原子力災害対応雇用支援事業				
担当府省名	厚生労働省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	職業安定局地域雇用対策課			03-5253-1111 (内 5794)	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島県商工労働部雇用労政課 (024-521-7290)				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	制度要求	4 年度 予算額	制度要求	
本事業の対象地域・対象者等	<p>実施地域：原子力災害被災 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）及びその出張所等所在自治体（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、二本松市及び三春町）</p> <p>対象者：福島県被災求職者</p>				
NPO 等による申請先	福島県又は原子力災害被災 12 市町村及びその出張所等所在自治体				
分類	○雇用支援・産業支援		事業の実施期間	令和 5 年度末まで	
事業の概要	民間企業・NPO 等への委託により、福島県の被災求職者に対して一時的な雇用・就業機会を提供し生活の安定を図る。				

# 原子力災害対応雇用支援事業

## 1 事業の目的

- 長引く原子力災害の影響により、依然として約3、2万人の被災者が福島県の内外に避難する状況が続いている。
- 令和4年度以降も、住民の帰還が順次進捗し、帰還等を契機に、被災12市町村においては事業所の再開は徐々には進んではいるものの未だ避難指示が解除されていない区域もあり、帰還者の地元での雇用機会が十分に確保されているとはいえない状況にある。
- こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用・就業の場を確保し、生活の安定を図る。

## 2 事業の概要・実施主体等

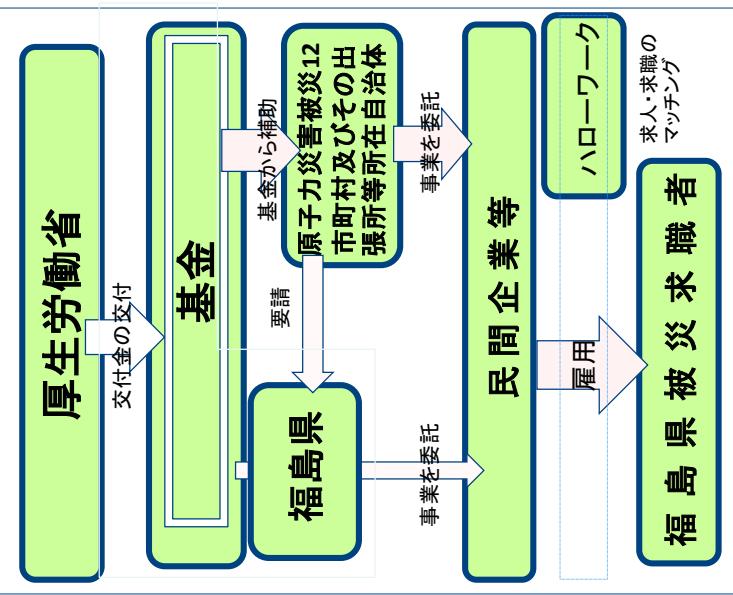
### ◆事業内容

- 事業開始可能期間：令和5年度末まで
- 実施地域：原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体
- 対象者：福島県被災求職者
  - ① 原子力災害発生により福島県に所在する事業所を離職した者
  - ② 発災時に福島県に居住していた者
  - のいずれかに該当し、かつ過去1年間に原子力災害被災12市町村で原子力災害対応雇用支援事業以外の仕事に就いていない者
- 雇用期間：1年以内

### ◆事業概要

- 次の安定雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への委託により、雇用・就業機会を創出した上で、人材育成を実施し生活の安定を図る。
  - ◆ 実施要件
    - 福島県又は原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体が実施する原子力災害由来の事業であって他の事業で措置できない事業であり、かつ既存事業の振替でない事業を対象とする。
    - 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
    - 事業費に占める新規に雇用される対象者的人件費割合は1／2以上。
    - 雇用期間終了後更新可
  - ◆ 事例
    - 被災地域地場産品風評査証PR業務
    - 公共施設等放射線測定業務
    - 被災児童・生徒のための送迎用スクールバスの添乗業務

### «事業スキーム»



一時的な雇用・就業機会の創出

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	地域経済産業活性化対策費補助金（地域の伝統・魅力等発信支援事業）				
担当府省名	経済産業省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	経済産業省大臣官房福島復興推進グループ 福島広報戦略・風評被害対応室			03-3501-2883	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島広報戦略・風評被害対応室				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	2.8 の内数	4 年度 予算額	2.2 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	対象事業：福島県（特に被災 12 市町村）に関する地域の伝統・魅力を発信する事業 対象者：民間団体等				
NPO 等による申請先	執行団体				
分類	○雇用支援・産業支援	事業の実施期間	-		
事業の概要	福島県（特に被災 12 市町村）の伝統・魅力等の発信により、風評被害の払拭や交流人口増加に向けた具体的な成果に資する取組を補助する。				

# 地域の魅力等発信基盤整備事業 令和5年度予算要求額 2.8億円（2.2億円）

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故以降、福島の復興は着実に進展しています。一方で、福島に関する報道の減少に伴い、国民が復興の状況を知る機会が限られ、情報の「固定化」や「風化」が進んでいます。

- 本事業では、被災12市町村を中心とした福島県の伝統・魅力等の発信による風評被害の払拭や交流人口の増加に向けた取組を補助することで、民間主導で正確な情報が発信される基盤を整備します。
- 併せて、国自身も被災12市町村を中心とした福島の復興状況や魅力を、国内外に対して戦略的かつ効果的に発信し、それを通じて正確な情報が発信される基盤を整備します。

### 成果目標

- 民間団体等による福島の伝統・魅力等を発信する事業への補助と、国による福島に関する正確な情報発信を通じて、民間企業等が安定的に事業を行うことができる環境の整備を推進します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1)	国	補助	民間団体等	補助 定額(10/10)以内 2/3、1/2以内
(2)	(3)	委託	民間団体等	国

## 事業イメージ

### （1）地域の伝統・魅力等発信支援事業

- 民間団体等による、地域の伝統・魅力等の発信により風評被害により風評被害の払拭や人流人口の増加などを目指す取組を支援する。
- 民間団体等が実施する取組に対して、専門的な意見を有するアドバイザーの仲介等のサポートを行う。

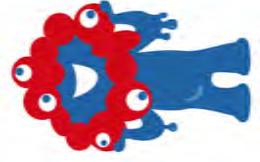
### （2）地域の魅力等戦略的発信事業

- 被災12市町村を中心とした福島県の復興状況や魅力について、仮説に基づいたターゲット別の有効なコンテンツを作成。戦略的かつ効果的な手法により発信を行うとともに、発信後は効果分析を行う。
- 交流人口拡大や風評被害対策の在り方等のための調査事業を実施。



### （3）令和7年大阪万博に向けた福島情報発信調査研究事業

- 被災12市町村を中心とした福島県の復興状況や水素複合災害を経験した福島都市といふた新たな挑戦など、令和7年国際博覧会（大阪・関西万博）において展示を行つたため、有効な展示に向けた調査、コンテンツの作成を実施するとともに、福島へのプレッサーやプレイベントを開催し国内外への情報発信を行う。



## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 (誘客コンテンツ開発等支援事業)				
担当府省名	経済産業省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	経済産業省大臣官房福島復興 推進グループ 福島新産業・ 雇用創出推進室 経済産業省大臣官房福島復興 推進グループ 福島事業・な りわい再建支援室			03-3501-8574 03-3501-1356	
NPO 等による相談・ 申請の際の連絡先	福島新産業・雇用創出推進室 福島事業・なりわい再建支援室				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	21.8 の内数	4 年度 予算額	29.7 の内数	
本事業の対象地域・ 対象者等	補助対象事業者は、福島浜通り地域 15 市町村で事業を行う 法人等。 (※) 15 市町村：いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、 川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉 町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村				
NPO 等による申請先	執行団体				
分類	○雇用支援・産業支援		事業の実施期間	令和 7 年度末まで	
事業の概要	浜通り地域等において、事業者や NPO による誘客コンテンツの開発 への支援を行う。また、事業者等や NPO 法人等が浜通り地域等の新 たな誘客マーケティングを広域で実施する際、企画の元となる調 査・分析や、検討に要する人件費、動画等の広報への支援を行う。 なお、いわき市、相馬市、新地町における事業については、その他 12 市町村間との連携を必須とする。				

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金）				
担当府省名	経済産業省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	経済産業省大臣官房福島復興 推進グループ 福島事業・なりわい再建支援室			03-3501-1356	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島事業・なりわい再建支援室				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	21.8 の内数	4 年度 予算額	29.7 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	<p>① 公募開始日から遡って 5 年以内※に創業した者又は創業する者            ※ 令和 5 年度（第 11 次公募）から 2 年以内となる予定</p> <p>② 原子力災害時に 12 市町村内において事業を行っていないかった事業者であって 12 市町村内において事業展開を行う者</p>				
NPO 等による申請先	福島県				
分類	分野横断		事業の実施期間	—	
事業の概要	被災 12 市町村において創業する者、又は原子力災害時に 12 市町村において事業を実施していなかった事業者であって 12 市町村内において事業展開を行う者に対し、施設整備費等の経費を支援。				

# 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【復興】 令和5年度概算要求額 21.8億円 (29.7億円)

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 避難指示等の対象となった福島県被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、被災事業者の自立に向けて、事業やなりわいの再建を図ることが重要です。

- そのため、設備投資・人材確保・商圈の回復などの被災事業者が抱える課題に対応した支援の実施、域内外の需要の取り込みや創業支援による地域のなりわい再建の促進、また、そのための事業支援体制の整備を行います。

### 成果目標

- これらの支援により、被災事業者の自立を後押しし、事業やなりわいの再建を通じたまちの復興、地元経済の復興を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 事業再開等の支援及び事業継続に向けた経営力強化の促進

#### ① 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【基金】

事業者の事業再開や創業等に要する設備投資等の費用の一部を補助します。  
<制度要求> 特定復興再生拠点区域等での事業再開等に要する人件費の補助が対象経費への追加

#### ② 事業再開・帰還促進交付金【基金：積増し】

1) 被災12市町村による需要喚起の取組を支援します。  
2) 浜通り地域等の交流人口拡大に向けた来訪者を対象とした消費喚起策の実施や、コンテンツ開発やマーケティングに対する補助をします。  
<新規要求> アクションプランに基づく、交流人口拡大に向けた委託事業を新設

#### ③ 宅民合同チーム専門家支援事業【基金：積増し】

事業者の経営課題等に対して専門家等が相談支援をします。③-1及び③-2の事業を委託で実施します。

#### ③-1 人材確保支援事業【委託：継続】

事業者の人材確保とともに、採用力の向上を支援します。  
③-2 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【委託：継続】

事業者の販路開拓・商圏拡大、新事業への参画、企業間連携等を支援します。  
④ 輸送等手段の確保支援事業【補助：継続】

生活関連サービスの提供や企業間物流の連携を支援します。  
⑤ つながり創出を通じた地域活性化支援事業【補助：継続】

地元のコミュニティの回復や地域経済の活性化につながる取組を支援します。  
⑥ 創業等支援体制整備事業【委託】

⑥-1 創業促進・企業誘致に向けた環境整備事業【委託：継続】  
被災12市町村での創業促進のためのマッチング等を行います。  
⑥-2 商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業【委託：継続】

事業者支援・経済復興を広域的に進めるとための支援体制の構築を図ります。

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	特定森林再生事業			
担当府省名	農林水産省			
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署			
予算額 (億円)	5 年度 要求額	26	4 年度 予算額	21
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等			
NPO 等による申請先	都道府県			
分類	○環境・山村・漁村等保全	事業の実施期間	-	
事業の概要	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進しつつ、公益的機能の発揮を図るため、更新困難な森林や被害森林等の特定の森林の再生を支援する。			

## 森林整備事業 <公共>

【令和5年度予算概算要求額 147,790（124,823）百万円】

### <対策のポイント>

カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、森林吸収量の確保・強化や国土強靭化、林業の持続的発展等を図るべく、間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林・幹線となる林道の開設・改良等を推進します。

### <事業目標>

森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（45万ha〔令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均〕）

### <事業の内容>

#### 1. 間伐や再造林、路網整備等

森林環境保全直接支援事業	35,191	(23,774)	百万円
森林資源循環利用林道整備事業	4,510	(2,633)	百万円
林業専用道整備事業	671	(523)	百万円
山村強靭化林道整備事業	2,759	(2,299)	百万円

- ① **間伐や再造林等の省力化・低コスト化を進めつつ、適切な森林整備を推進し、健全な森林を育成します。**  
② **林業適地等における、路網の開設・改良・機能回復を支援します。**  
③ **防災上重要な幹線林道の開設・改良を支援し、林道の強靭化を推進します。**  
④ **個別施設計画に基づく緊急性の高い林道施設の老朽化対策を支援します。**

#### 2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林の整備

特定森林再生事業	2,588	(2,057)	百万円
水源林造成事業	27,469	(25,261)	百万円

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等について、**公的主体による復旧・整備を推進します。**  
② **重要インフラ施設周辺の森林整備を支援することで災害の未然防止につなげます。**

### <事業の流れ>

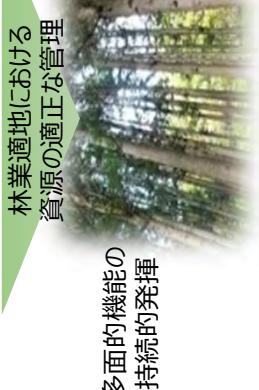
1/2、3/10等  
↑  
都道府県、市町村、森林所有者等  
定額

国  
↑  
国立研究開発法人森林研究・整備機構  
(2の事業の一部)

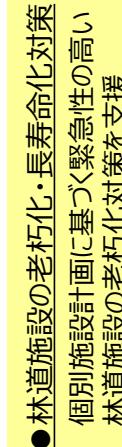
※ 国有林においては、直轄で実施

### <事業イメージ>

#### 着実な再造林等に向けた対応



#### 国土強靭化等に向けた対応



#### （2の事業の一部）

[お問い合わせ先] 林野庁整備課 (03-6744-2303)

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	森林環境保全直接支援事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	370	4 年度 予算額	257	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○環境・山村・漁村等保全		事業の実施期間	-	
事業の概要	森林経営計画等に基づく間伐や再造林等、これらと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援する。				

## 森林整備事業 <公共>

【令和5年度予算概算要求額 147,790（124,823）百万円】

### <対策のポイント>

カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、森林吸収量の確保・強化や国土強靭化、林業の持続的発展等を図るべく、間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林・幹線となる林道の開設・改良等を推進します。

### <事業目標>

森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（45万ha〔令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均〕）

### <事業の内容>

#### 1. 間伐や再造林、路網整備等

森林環境保全直接支援事業	35,191	(23,774)	百万円
森林資源循環利用林道整備事業	4,510	(2,633)	百万円
林業専用道整備事業	671	(523)	百万円
山村強靭化林道整備事業	2,759	(2,299)	百万円

- ① **間伐や再造林等の省力化・低コスト化を進めつつ、適切な森林整備を推進し、健全な森林を育成します。**  
② **林業適地等における、路網の開設・改良・機能回復を支援します。**  
③ **防災上重要な幹線林道の開設・改良を支援し、林道の強靭化を推進します。**  
④ **個別施設計画に基づく緊急性の高い林道施設の老朽化対策を支援します。**

#### 2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林の整備

特定森林再生事業	2,588	(2,057)	百万円
水源林造成事業	27,469	(25,261)	百万円

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等について、**公的主体による復旧・整備を推進します。**  
② **重要インフラ施設周辺の森林整備を支援することで災害の未然防止につなげます。**

### <事業の流れ>

1/2、3/10等  
↑  
都道府県、市町村、森林所有者等  
定額

国  
↑  
国立研究開発法人森林研究・整備機構  
(2の事業の一部)

※ 国有林においては、直轄で実施

### <事業イメージ>

#### 着実な再造林等に向けた対応



#### 国土強靭化等に向けた対応



[お問い合わせ先] 林野庁整備課 (03-6744-2303)

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	辯の森整備事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	913 の内数	4 年度 予算額	784 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○環境・山村・漁村等保全		事業の実施期間	-	
事業の概要	市民グループ（特定非営利活動法人等）等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援する（ただし林道の整備を除く）。				

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	漁場保全の森づくり事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	913 の内数	4 年度 予算額	784 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○環境・山村・漁村等保全		事業の実施期間	-	
事業の概要	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援する（ただし、林道の整備、保安施設事業を除く）。				

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	農業用水保全の森づくり事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課			03-3502-8065	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	913 の内数	4 年度 予算額	784 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○環境・山村・漁村等保全		事業の実施期間	-	
事業の概要	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援する（ただし、林道の整備を除く）。				

# 農山漁村地域整備交付金<公共>

【令和5年度予算概算要求額 91,334（78,398）百万円】

## <対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

## <事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）[令和5年度まで]）
- 木材供給が可能な育成林の資源量（20.7億m<sup>3</sup>「令和5年度まで」）
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64%「令和7年度まで」）

## <事業の内容>

### <事業イメージ>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。  
① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備等  
② 森林分野：予防治山、路網整備等  
③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分が可能です。  
また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

## <事業の流れ>

1/2等

都道府県、市町村

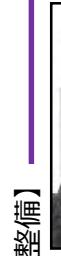
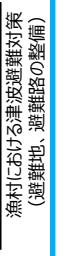


[お問い合わせ先]

- (農業農村分野) 農山村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
- (森林分野) 林野庁計画課 (03-3501-3842)
- (水産分野) 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

## 交付金を活用した事業例

### 【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】

### 【農業農村基盤整備】



【漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備】



【漁港における津波避難対策（避難地、避難路の整備）】

### 【海岸保全施設整備】



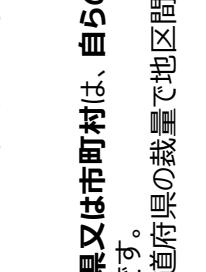
【津波・高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備】



【海岸保全施設整備】



【海岸保全施設整備】



【海岸保全施設整備】



## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	森林・山村多面的機能発揮対策				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁森林利用課			03-3502-0048	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	14	4 年度 予算額	14	
本事業の対象地域・対象者等	地域住民、森林所有者等で組織する活動組織				
NPO 等による申請先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
分類	○環境・山村・漁村等保全		事業の実施期間	令和 8 年度末	
事業の概要	森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等から構成される活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援。				

## 森林・山村多面的機能発揮対策（拡充）

【令和5年度概算要求額 1,375（1,363）百万円】

### <対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等から構成される活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援します。

### <事業目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割「令和8年度まで」）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加

### <事業の内容>

#### 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

##### ①メインメニュー

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 **1,361（1,349）百万円**
- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。
  - ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）を支援します。

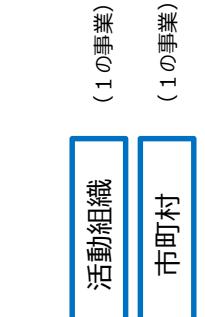


・活動組織への支援等

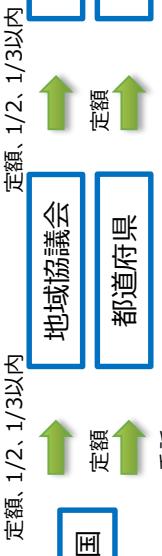
- ②サイドメニュー（メインメニューと一緒に組み合わせて実施）

##### サイドメニュー

- ・路網の補修・機能強化等
- ・関係人口の創出・維持等の活動
- ・機材及び資材の整備



### <事業の流れ>



・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む）  
・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

【お問い合わせ先】林野庁森林利用課（03-3502-0048）

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	水産多面的機能発揮対策				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	水産庁計画課			03-3501-3082	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	30 の内数	4 年度 予算額	17 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	漁業者等で組織する活動組織				
NPO 等による申請先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
分類	○環境・山村・漁村等保全	事業の実施期間	令和 7 年度末まで		
事業の概要	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能発揮に資する地域の活動を支援する。				

# 90 水産多面的機能発揮対策事業

【令和5年度予算概算要求額 3,000（1,700）百万円】

## <対策のポイント>

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援します。

## <事業目標>

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加「令和7年度まで」）
- 安心して活動できる海域の維持

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する以下の取組を支援します。

### 1. 水域の保全

(1) **環境・生態系保全**  
漁場、サンゴ礁の保全、魚介類の放流等や地域の漁場の状況を把握する活動を支援します。

### 2. 水辺の保全

(2) **干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。**

### 2. 海の安全確保

**国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。**  
また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

※上記1及び2に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進をする活動組織を支援します。

## <事業の流れ>

定額（1/2相当）

地域協議会（県・市・漁協等）

活動組織（1の事業）

干潟等の保全（干潟の耕耘）

国境・水域の監視

災害時の流木の回収・処理（2の事業）（資機材の整備は1/2以内）



ヨシ帯の保全



漁場・干潟等の保全  
(流域における植林)



ヨシ帯の保全



漁場の保全（ウニの駆除）



漁場・干潟等の保全  
(流域における植林)



国境・水域の監視

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	環境で地方を元氣にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム 事業費				
担当府省名	環境省				
担当部署・連絡先	大臣官房環境計画課			03-5521-8328	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	-				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	4	4 年度 予算額	5	
本事業の対象地域・対象者等	自治体、企業、N G O、N P O等				
NPO 等による申請先	環境省				
分類	○環境・山村・漁村等保全	事業の実施期間		-	
事業の概要	「第五次環境基本計画」（平成 30 年 4 月閣議決定）で提唱した「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地域を元氣にしていくため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、地域循環共生圏づくりに資するプロフェッショナル人材や情報の集約、地域の総合的な取組となる構想策定、その構想を踏まえた専門家チームの形成・派遣等による事業化支援に取り組み、地域循環共生圏の創造を強力に推進する。				



# 環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費



【令和5年度要求額 400百万円（500百万円）】 環境省

## 地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築します。

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

## 2. 事業内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に發揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。

- ① 地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ② 地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行ふ専門家のチームを形成し派遣する。
- ③ 先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④ ライフスタイル等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウム等の開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

## 4. 事業イメージ

### 地域循環共生圏



## 3. 事業スキーム

- 事業形態 共同実施／請負事業
- 共同実施先・請負先 地方公共団体／民間事業者・団体
- 実施期間 令和元年度～令和5年度（予定）



## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	NPO 等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業				
担当府省名	内閣府 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）			03-6257-1514	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	岩手県、宮城県、福島県の NPO 担当部局				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	1.1	4 年度 予算額	1.2	
本事業の対象地域・対象者等	被災地等において復興・被災者支援に取り組む NPO 等				
NPO 等による申請先	岩手県、宮城県、福島県の NPO 担当部局				
分類	分野横断		分野横断	分野横断	
事業の概要	<p>復興・被災者支援を図っていくため、NPO 等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力（きずなりょく）」を活かして復興・被災者支援を行う取組※<sup>1</sup>や、復興・被災者支援を行う NPO 等の絆力を強化するための取組※<sup>2</sup>に対して支援を行う。</p> <p>※ 1 被災者的心のケア、健康・生活支援に向けた取組、コミュニティ形成支援等の復興に向けた取組、原子力災害からの復興に向けた取組、中間支援の取組</p> <p>※ 2 復興・被災者支援を行う NPO 等が支援者等と結びつくためのマッチング・交流等（各県が実施）</p>				

# NPO等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業

(内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参考官(社会基盤担当))

令和5年度概算要求額 106百万円【復興特会】

(4年度当初予算額 117百万円)

## 事業概要・目的

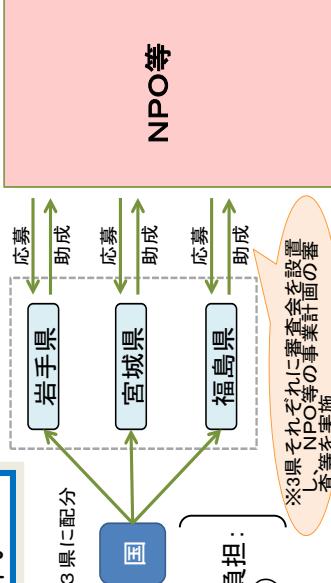
○東日本大震災の被災地等では、復興・創生期間の終盤に再建された地域のコミュニティ形成や高齢者等の心のケア等の取組について引き続き対応が必要であり、地域や復興段階等により変化する被災者のニーズに対応した復興・被災者支援を図ることが重要な課題となっています。

○このような状況の中、被災者、行政、支援者等との「絆」を活かした共助の活動により、行政の手の行き届かないNPO等の活動への期待は引き続き大きく、これらの中にはNPO等の活動に対する支援について被災3県からも強い要望があります。○上記を踏まえ、被災地等の新たな地域社会の絆（地域コミュニティ）の形成や被災者の心のケア等の課題に対応するため、NPO等が被災者と被災者と行政、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力（きずなりょく）」を活かして行う復興・被災者支援の取組を推進します。

## 事業イメージ・具体例

- NPO等による絆力を活かした復興・被災者支援の取組や復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組（①～⑤）に対して支援を実施します。
- ①被災者等の見守りや力カウンセリングといった被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組
- ②被災者間や被災者と行政・支援者等との連携・交流、被災地域における自立に向けた意見交換、協働等の場づくりといったコミュニケーション形成等の復興に向けた取組
- ③原子力災害により避難した方々の避難先での交流、風評被害対策といった原子力災害からの復興に向けた取組
- ④復興・被災者支援を行うNPO等の取組をノウハウや情報の提供等によりサポートする中間支援者（民間企業、専門家等）や他団体等と結びついたマッチング
- ⑤復興・被災者支援を行うNPO等が支援者（民間企

## 資金の流れ



交付率:2/3以内、  
NPO等の事業負担:  
1/10以上(①～④)

※3県それに審査会を設置  
NPO等の事業計画の審査等を実施

## 期待される効果

- 行政では手の回らない多様化する復興に必要な取組や被災者のニーズに対して、NPO等による、現場の視点に基づいたきめ細かい支援が継続して実施されます。

## 復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 (つながり創出を通じた地域活性化支援事業)				
担当府省名	経済産業省 (復興庁にて一括計上)				
担当部署・連絡先	経済産業省大臣官房福島復興推進グループ 福島事業・なりわい再建支援室			03-3501-1356	
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島事業・なりわい再建支援室				
予算額 (億円)	5 年度 要求額	21.8 の内数	4 年度 予算額	29.7 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	<p>補助対象事業者は、法人、団体（任意団体を含む）。</p> <p>なお、以下の要件を満たす必要あり。</p> <p>i ) 12 市町村内で実施する取組の場合</p> <p>申請法人・団体の中に 1 名以上、12 市町村で被災された方が含まれること。</p> <p>ii ) 12 市町村外で実施する取組の場合</p> <p>申請法人・団体の代表者が、12 市町村で被災された方であること。かつ、申請法人・団体の中に 5 名以上、12 市町村で被災された方が含まれること。</p> <p>(※) 12 市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村</p>				
NPO 等による申請先	執行団体				
分類	分野横断		事業の実施期間	—	
事業の概要	12 市町村の被災者の方々によるつながりの創出等を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組を支援。				

# 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【復興】

## 令和5年度概算要求額 21.8億円（29.7億円）

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 避難指示等の対象となった福島県被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、被災事業者の自立に向けて、事業やなりわいの再建を図ることが重要です。

- そのため、設備投資・人材確保・商圈の回復などの被災事業者が抱える課題に対応した支援の実施、域内外の需要の取り込みや創業支援による地域のなりわい再建の促進、また、そのための事業支援体制の整備を行います。

#### 成果目標

- これらの支援により、被災事業者の自立を後押しし、事業やなりわいの再建を通じたまちの復興、地元経済の復興を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

